

明石市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する サービス継続支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とし、令和5年3月28日付老発0328第3号厚生労働省老健局長通知「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」及び「令和5年度兵庫県福祉部補助金交付要綱」に基づき、本事業に関する補助金を交付するため、明石市補助金等交付規則（昭和47年4月1日規則第6号）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

(2) 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（第3条第1項第1号を除く）及び居宅療養管理指導事業所

(3) 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認

知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

(4) 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

(5) 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

(6) 介護サービス事業所・施設等

以上の介護施設等、訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、通所系サービス事業所を総称したものをいう。

(対象事業所等)

第3条 以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）に対応した介護サービス事業所・施設等

① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む）

② 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等

③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）

④ 施設内療養を行った高齢者施設等

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

前号の①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏

まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣介護サービス事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る））

(3) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所・施設等

- ・第1号の①に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

（対象経費・対象期間）

第4条 令和4年4月1日以降の新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成対象とする（補助対象期間中に発生した経費に限る。介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。）。

(1) 前条第1項第1号の①及び②に該当する介護サービス事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。介護施設等に限る）

② 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

- ③ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用
- ④ 感染性廃棄物の処理費用
- ⑤ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用（備品は除く）
- ⑥ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用
代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る。

(2) 前条第1項第1号の③に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））

(3) 前条第1項第1号の④に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（令和5年5月7日までは別添2-1のとおり、令和5年5月8日以降は別添2-2のとおり。（高齢者施設等に限る））

(4) 前条第1項第2号に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、①及び②については、代替サービス提供期間の分に限る。

(5) 前条第1項第3号に該当する介護サービス事業所・施設等

【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】

・感染者が発生した介護サービス事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴

う介護人材確保

・感染者が発生した介護サービス事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

- 2 補助対象期間については、前項第1号から第4号は利用者又は職員の感染が判明した日から利用者又は職員の感染のおそれなくなった日までとし、前項第5号は派遣（受入）開始日から終了日までとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で別紙に掲げる単価及びその他の条件を基準とする。

- 2 1 介護サービス事業所・施設等につき、第3条第1項第1号、第2号、第3号それぞれを基準単価まで助成することができる。
- 3 介護サービス事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を補助額とする。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請手続等）

第6条 申請者は、補助金の交付を申請するときは、市長が別に定める書類に必要書類を添えて、令和6年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、概ね1ヶ月以内に交付の決定をし、その旨を別に市長が定める書類にて申請者に通知のうえ、補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者に対し以下の条件を付するものとする。
 - (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その

収入の全部又は一部を明石市に納付させることがある。

- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）には、別に定める様式により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について領収証書等の証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止に係る承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

4 市長は、第1項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、市長が別に定める書類をもって申請者に通知するものとする。

（事前協議）

第7条 申請者は申請を行う前に、原則、市と事前協議を行うものとし、補助対象事案等を記載した書類を提出するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 市長は、申請者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めた場合、または第6条第2項において補助金額が確定し必要な場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（適用期間）

第9条 当該補助事業の適用期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日とする。

(補則)

第10条 この交付要領の施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則 (令和5年5月30日制定)

この要領は、令和5年5月30日から施行する。

附 則 (令和5年9月29日制定)

この要領は、令和5年9月29日から施行する。